(3) 滯納整理課

1) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

三位一体の改革により、国から地方への税源移譲が平成 19 年度に実施され、 地方における税務行政は税負担の公平性を維持し税収入を確保するため、厳正 な滞納処分を実施する専門的な組織の設置が求められてきました。

しかしながら、平成21年のリーマンショック以降、長引く景気低迷、更には東日本大震災の影響により、市町村の基幹的財源である「地方税」の確保は年々厳しさを増す中、圏域9市町村共通の喫緊の課題である地方税滞納の解消を図るとともに、市町村行政への信頼性の確保と向上を図るため、共同で滞納整理を実施する専門的な組織が必要であるとの結論に至り、平成26年10月1日に白河地方広域市町村圏整備組合に滞納整理課を新設し、常時4名(市町村からの派遣職員)により業務を実施しています。

1. 業務内容

- ① 構成市町村から滞納事案を引き受けて、財産調査や捜索のうえ財産の差押えや公売による換価を行う。
- ② 構成市町村職員の徴収技術や専門知識の向上を図る。

2. 令和元年度の実績

(1) 引受案件状况

(単位:千円、件)

区 分	割当件数	引受件数	引受滞納額本税		
R1	250	257	195, 873		

(2) 滞納額階層別移管件数内訳

(単位:千円、件、%)

区分	0~500	500 ~ 1,000	1,000 ~ 2,000	2,000 ~ 3,000	3,000 以上	計
R1	122	71	42	18	4	257
割合	47. 47	27. 63	16. 34	7. 00	1. 56	100.00

(3) 処理状況

区分	引受件数	完納件数	一部納付件数	差押件数	納付誓約件数
R1	257	98	150	426	95

(4) 収納状況

(単位:千円、件、%)

	引受滞納額	徴収金額						
区分	(A)	(B)	本税(C)	附帯金等 (B) - (C)	本税徴収率 (C/A)	完納件数	完納率	
R1	195, 873	157, 349	123, 830	33, 519	63. 21	98	38. 13	

(5) 税目別徴収状況

(単位:千円、%)

税目	引受滞納額本税(A)	徴収額本税 (B)	徴収率(B/A)
市町村民税	49, 347	29, 562	59. 90
固定資産税	42, 270	29, 075	68. 78
軽自動車税	2, 321	1, 258	54. 20
国民健康保険税	101, 935	63, 935	62. 72
合 計	295, 873	123, 830	63. 21

(6) 滞納処分状況

(単位:千円、件、%)

				Ē	差押件 数	女 (延べ)					
区	分	不動産	自動車等	出資金	動産	預貯金	給与	生命 保険	その他	合 計	
件	数	9	3	2	3	85	157	21	146	426	
割	合	2. 11	0.71	0. 47	0.71	19. 95	36. 85	4. 93	34. 27	100.00	
換信	五額	5, 547	1, 320	610	28	11, 913	10, 472	7, 157	20, 258	57, 305	